

議案第176号

平成30年度福岡市一般会計予算の補正に関する専決処分について

平成30年7月豪雨により生じた被害について緊急に対策を講じるため予算の補正をする必要があったので、平成30年度福岡市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年7月31日次のように専決処分した。

平成30年度福岡市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度福岡市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ838,944,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(22) 繰 入 金		千円 11,107,516	千円 97,967	千円 11,205,483
	1. 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	5,700,000	97,967	5,797,967
(25) 市 債		77,628,667	77,333	77,706,000
	1. 市 債	77,628,667	77,333	77,706,000
歳 入 合 計		838,769,000	175,300	838,944,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(4) 保健福祉費		千円 203,856,825	千円 27,500	千円 203,884,325
	6. 災害救助費	23,187	27,500	50,687
(13) 災害復旧費		6,000	147,800	153,800
	1. 農林水産施設 災害復旧費	3,000	30,000	33,000
	3. 公共土木施設 災害復旧費	-	103,300	103,300
	4. 文教施設 災害復旧費	-	14,500	14,500
歳 出 合 計		838,769,000	175,300	838,944,300

第2表 地方債補正

1. 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農林水産施設 災害復旧費	千円 11,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は平成30年度とする。	% 9.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。
公共土木施設 災害復旧費	48,000	ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	ただし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

2. 変更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 費	千円 1,667	千円 20,000

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎